

# 給油取扱所予防規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、給油取扱所(以下「当所」という。)における危険物の取扱い作業その他の防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当所の全域に適用する。

(遵守義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(告知義務)

第4条 当所の従業員は、当所に入出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

(規程の変更)

第5条 所長は、この規程を変更しようとするときは、経営者の指示を受けるとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 所長は、この規程の変更をしようとするときは、市原市長に申請し、認可を受けなければならない。

## 第2章 保安の役割分担

(組織)

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うために、次のとおり保安管理組織を定める。

所	長	—	危険物保安監督者	—	危険物取扱者	—	従業員
{		}	{	( )	{	( )	{
				{	( )	{	}
				{	( )	{	}
			職務代行者	{	( )	{	}
		{	( )	{	( )	{	}
{		}		{	( )	{	}

{ }には氏名を、( )には危険物取扱者免許の種類を記入すること。

- 2 所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合には、危険物取扱者の中から代表者を選び職務を代行させなければならない。

(所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮監督し、当所において保安上必要な業務が適切に行われるようにするとともに、施設が適切に維持管理されるように努めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法に定められた業務を行うほか、この規程に定めるところにより、当所の保安の維持に努めなければならない。  
この場合において特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 定期自主点検の実施を監督する。
- (2) 災害の発生又は、そのおそれがある場合は、作業者を指揮して応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関その他関係のある者に連絡する。
- (3) その他保安上必要なこと。

(危険物取扱者の責務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより危険物の貯蔵及び取扱い作業の安全を確保しなければならない。

- 2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示するものとする。

(従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱い作業及び施設の維持管理に努めなければならない。

(監視者の職務)

第10条の2 監視者は、第11条の2の定めるところにより、顧客自らの給油作業又は容器への詰め替え作業（以下、「顧客の給油作業等」という。）を監視及び制御並びに顧客に対し必要な指示等（以下、「監視等」という。）を行わなければならない。

- 2 同時に複数の従業員により、前項の監視等を行う場合には、そのうちの一名は危険物取扱者の指揮下で監視等を行わなければならない。
- 3 監視等を行う危険物取扱者等の氏名等は見やすい箇所に掲示しなければならない。

### 第3章 危険物の貯蔵及び取扱い基準等

(貯蔵及び取扱い基準)

第11条 危険物の貯蔵及び取扱いに際しては、消防法令の定めるところにより行うこととなるが、特に次の事項に注意をしなければならない。

- (1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- (2) 従業員が給油又は注油を行うときは、必ず客等が求める油種を確認するとともにその場所を離れないこと。
- (3) 移動タンク貯蔵所からの危険物受け入れ作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように監視すること。
- (4) みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等を使用しないこと。
- (5) 危険物を積み卸し又は給油するときは、自動車等のエンジンの停止を確認してから行うこと。
- (6) 灯油又は軽油を容器に小分けする場合は、消防法令で定められている基準に適合した容器に注入し、注入済の容器はみだりにその場に放置しないこと。
- (7) 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

(顧客自らの給油作業等の取扱基準)

第11条の2 顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる場合においては、消防法及び別に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 監視者は顧客の給油作業等を適切に監視すること。
- (2) 監視者は顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
- (3) 監視者は顧客の給油作業等が開始されるときには、火気がないことその他安全上支障がないことを確認した上で、顧客の給油作業等が行える状態にすること。
- (4) 監視者は顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備(以下、「顧客用固定給油設備等」という。)のホース機器が使用されていないときには、顧客の作業等が行えない状態にすること。
- (5) 非常時その他その他安全上支障があると認められる場合には、所内のすべての固定給油設備及び固定給油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。
- (6) 火災を覚知した場合には、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

(顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定)

第 11 条の 3 顧客用固定給油設備等の一回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり設定しなければならない。

ガソリン	L 以下	分以内
灯油	L 以下	分以内
軽油	L 以下	分以内
軽油専用固定給油設備の高速ポンプ	L 以下	分以内

(単独荷卸しの際の留意事項)

第 11 条の 4 単独荷卸しを行う場合においては、消防法令及び別に定めるところによりほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 単独荷卸しに関する安全対策は、が構築した単独荷卸しの仕組み(以下「単独荷卸しの仕組み」という)に基づき、設置されているものであること。
- (2) 単独荷卸しは、単独荷卸しの仕組みに基づき、適切な移動タンク貯蔵所を使用して、且つ必要な保安教育を受けた移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者によって行われるものであること。なお、単独荷卸しの仕組みの要件に適合しない場合は、立会い荷卸しとして実施するものであること。
- (3) 危険物保安監督者及び従業員は、給油取扱所の営業中に単独荷卸しが行われる場合において、移動タンク貯蔵所の安全な駐車場所の確保、火気への注意等、保安上必要な対応をとるものであること。

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第 12 条 給油又は注油以外の業務を行うにあたっては、給油又は注油業務に支障を与えないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項留意しなければならない。

- (1) 給油又はこれに付随する注油、自動車の点検、整備若しくは洗車と関係がない者をもっぱら対象とするような業務を行わないこと。
- (2) 給油の業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するためロープ、チェーン等を展開すること。
- (3) 所内にいる客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

(駐車)

第 13 条 所内に自動車を駐車させるときは、給油のための一時的な停車を除き、消防法令で駐車が禁止されている場所以外の場所においてあらかじめ明示された駐車場所で行わせるものとする。(別添 1「配置図」に明示する。)

## 第4章 点検及び検査その他の安全管理

(危険物施設の点検)

第14条 当所の危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより、毎日又は定期的に、若しくは臨時に点検を実施するものとする。

- 2 前項の点検は、危険物保安監督者、危険物取扱者その他あらかじめ指定された者が行うものとする。
- 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合は、使用禁止等の表示をする等、適切な処置を行うとともに所長に報告すること。
- 4 所長は、前項の報告を受けたときは、修理等を行わせなければならない。
- 5 単独荷卸しに関する安全対策設備は、単独荷卸しの仕組みに基づき維持管理しなければならない。
- 6 第1項の規程により点検を実施したときは、記録簿に結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

(改修・補修)

第15条 当所の改修、補修工事等を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わせなければならない。

- 2 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わせなければならない。

## 第5章 事故及び火災時の措置

(自衛消防隊)

第16条 所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して災害時の即応体制を備えておくものとする。

- 2 その編成及び任務分担は別添2「自衛消防隊の編成及び任務分担」に定める。

(事故時の措置、消防活動等)

第17条 事故時の措置、消火活動等は次により行うものとする。

- (1) 火災発生、計量機の破損、危険物の流出等が発見した者は、直ちに任務分担に基づき応急措置を講ずるとともに、直ちに消防機関に通報すること。
- (2) 危険物が所外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、流出の拡大防止、危険物の回収等の応急措置を講ずること。

(地震発生に備えて)

第 18 条 日頃から、地震発生に備えて消火器の転倒防止措置や、棚の上に置かれている物の落下防止措置等に心掛けなければならない。

(地震発生時の措置)

第 19 条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱い作業を中止しなければならない。

2 使用再開にあたっては、別添 3「再開に係る確認項目」により施設の点検を行い、別添 4「再開に係る判断基準」に基づき、安全を確認してから再開すること。

(参集)

第 20 条 夜間、休日等の休業時に震度 5 以上の地震が発生した場合は、所長及び自衛消防隊員は直ちに参集し、施設の安全確保等を行う。

(地震警戒宣言発令等の措置)

第 21 条 大規模地震対策特別措置法に規程する警戒宣言発令時には、別添 5「大規模地震・警戒宣言発令時の任務分担」に定める任務分担により活動すること。

(単独荷卸し時の災害対応)

第 22 条 単独荷卸しの実施者、危険物保安監督者及び従業員は、単独荷卸しの仕組みに基づき、災害その他の非常の場合に適切な措置を行うものであること。非営業時の単独荷卸しにおける緊急時の連絡体制については、別添 6 に定め、所内の適切な場所に設置する。

## 第6章 教育及び訓練

(保安教育)

第23条 従業員に対し、次により保安教育を実施するものとする。

対象者	実施期間	内容
全従業員	年( )回	予防規程の周知徹底 火災予防上の遵守事項 安全作業等に関する基本的事項 各自の任務、責任等の周知徹底
新入社員	入社時	地震対策に関する事項 単独荷卸しに関する事項 その他
監視者	監視等の業務に従事する前	上記 - 危険物の性質に関する知識 火災予防・消火の方法等に関する知識 当所の設備の構造・操作等に関する事項

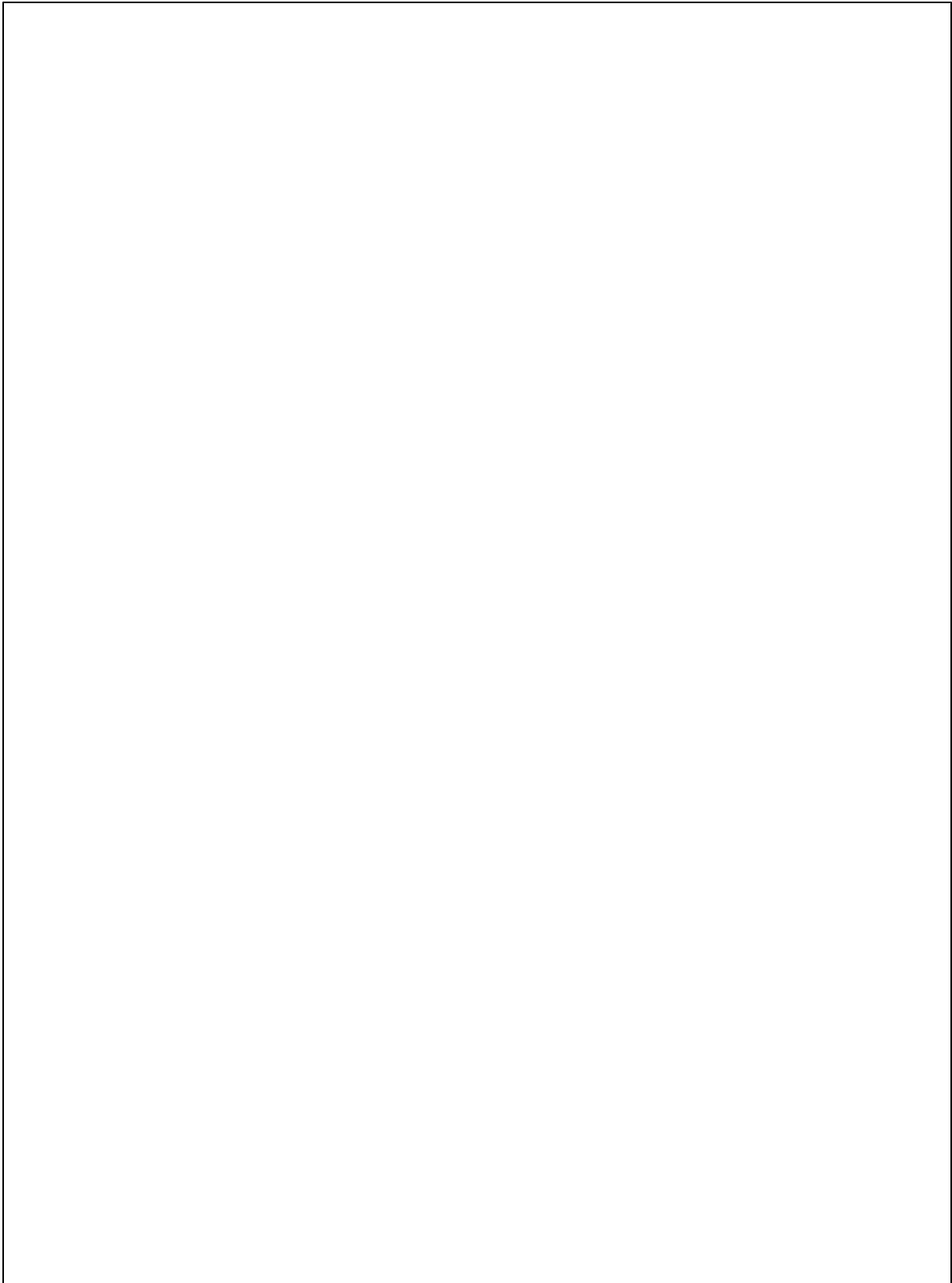
(訓練)

第24条 訓練は、部分訓練及び総合訓練とし、部分訓練は( )ヶ月に1回以上、総合訓練は( )ヶ月に1回以上とし、次により行うものとする。

- (1) 部分訓練は、消火訓練及び通報訓練並びに避難訓練に関して行うものとする。
- (2) 総合訓練は、部分訓練を総合して行うほか、危険物取扱い作業の緊急停止、流出した危険物の拡散防止等、防災活動の総合訓練を行うものとする。

別添 1

給油取扱所配置図



消火器の位置・駐車位置・地下タンクの位置等を明示して下さい。  
なお、設置（変更）申請時の配置図の写しによる代替申請も可能です。



別添 2

自衛消防隊の編成及び任務分担

分 担	氏 名	任 務
自衛消防隊長	〔 〕	自衛消防隊の指揮及び災害の拡大防止に関すること。
通報連絡班	〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕	消防機関への通報、所内、所外関係者への連絡、消防隊の誘導、情報の提供。
避難誘導班	〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕	客等の避難、誘導、消防隊侵入通路の確保及び整理。
消火応急措置班	〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕	初期消火、流出防止措置、火気使用禁止措置、負傷者の手当。

## 別添 3

## 再開に係る確認項目

営業の可否	可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害なし</li> <li>・応急措置による</li> <li>・改修後</li> </ul>	不可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害程度による</li> <li>・危険物保安監督者又は危険物取扱者不在</li> </ul>
出火危険	無・有	危険箇所： 応急措置：( 可能 ・ 不可能 )		
油漏えい	無・有	危険箇所： 応急措置：( 可能 ・ 不可能 )		
キャノピー	被害 無・有	倒壊・傾斜・破損・亀裂 応急措置：( 可能・不可能 )		
防火塀	被害 無・有	倒壊・傾斜・破損・亀裂 (東・西・南・北) 応急措置：( 可能・不可能 )		
計量機	被害 無・有	転倒・傾斜・破損・脱落 ( 基 ) ( 基 ) ( 基 ) ( 基 ) 応急措置：( 可能・不可能 )		
付随設備	被害 無・有	転倒 = a 傾斜 = b 破損 = c 脱落 = d ・洗車機 ( a b c d ) ・リフト ( a b c d ) ・ウォークンク ( a b c d ) ・クレーン ( a b c d ) ・サービスユニット ( a b c d ) ・サインポール ( a b c d ) 応急措置：( 可能・不可能 )		
地盤面	被害 無・有	亀裂・沈下・タンク浮き上がり 応急措置：可能・不可能		
道路との段差	段差 無・有	段差小 ( 車両進入可能 ) ・ 段差大 ( 車両進入不可能 )		
建築物	被害 無・有	倒壊・傾斜・破損・類焼 応急措置：( 可能・不可能 )		
露出配管	被害 無・有	漏えい = a 破損 = b 変形 = c ・注入口 ( a b c ) ・ノズル配管 ( a b c ) ・給油管 ( a b c ) ・通気管 ( a b c )		
埋設配管	被害 無・有	漏えい・破損・変形・不明		
油分離槽	被害 無・有	使用不能・一部破損・変形 応急措置：( 可能・不可能 )		
排水溝	被害 無・有	使用不能・一部破損・変形 応急措置：( 可能・不可能 )		
ガス	被害 無・有	使用不能 ( 一部破損含 )		
電気	被害 無・有	使用不能・一部破損・変形 応急措置：( 可能・不可能 )		
水道	被害 無・有	使用不能・一部破損・変形 応急措置：( 可能・不可能 )		
電話	被害 無・有	使用不能・一部破損・変形 応急措置：( 可能・不可能 )		
周辺の被害状況	被害 無・有	・火災多数 ・火災あり ・類焼危険あり ・倒壊建物多数・倒壊建物若干・液化化あり ・道路亀裂あり ( 通行不能 )		

## 別添 4

### 再開に係る判断基準

- 1 火災又は危険物の漏えいがないこと。
- 2 構造、設備について
  - (1) 建家等が著しく本来の機能を失っていないこと。
  - (2) キャノピーの倒壊、著しい損壊がないこと。
  - (3) 計量機の転倒、著しい損傷がなく機能が確保されていること。
  - (4) 防火塀の倒壊、損傷部分に対する仮設塀が施工されていること。
  - (5) 給油空地、注油空地が確保され、部分的な陥没、部下に対して鉄板を敷く措置がとられていること。
  - (6) 地盤面に著しい沈下、亀裂がないこと。
  - (7) タンク本体、配管の著しい変形・損傷がないこと。
  - (8) 漏洩検知設備の機能が確保されていること。
  - (9) 排水溝、ためます、油分離槽の機能が確保されていること。
  - (10) 消火設備の機能が確保されていること。
  - (11) 危険物の漏洩、流出に対して、土嚢、油吸着剤が確保され流出防止措置が図られていること。
- 3 保安管理体制について
  - (1) 巡視、緊急時の措置を行う保安要員が確保されていること。
  - (2) 危険物取扱者が給油業務等を行い、危険物保安監督者が配置されていること。

別添 5

大規模地震・警戒宣言発令時の任務分担

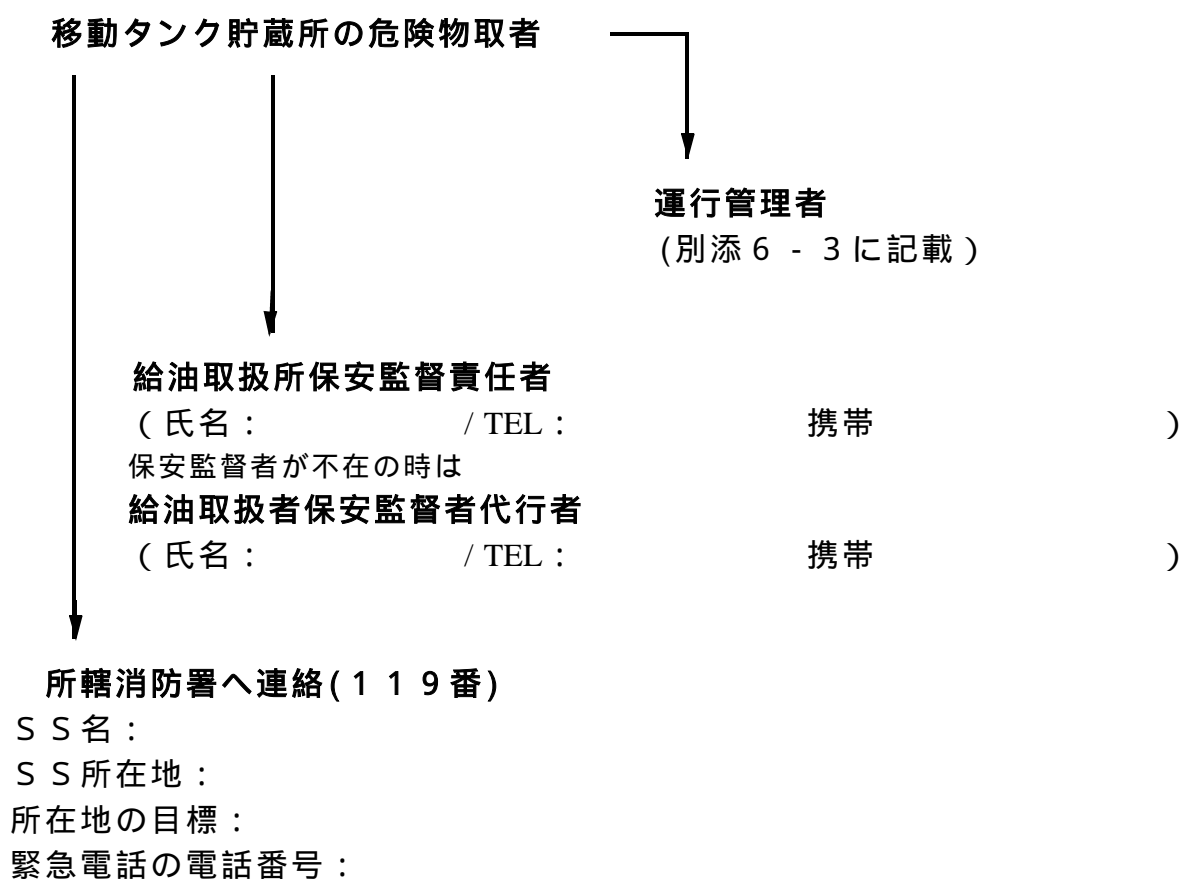
<p>給油業務等 〔 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給油業務は原則として停止する。(やむを得ず給油業務を行う場合は、地震発生時直ちに必要な措置が取れるようにして行う。)</li> <li>・ 所内に駐車中の車両のサイドブレーキの確認をする。</li> <li>・ 陳列棚、付帯設備等の移動及び転倒防止措置を行う。</li> <li>・ 看板の固定部分の安全確認を行う。</li> <li>・ 地震情報に基づき、給油業務を中止する旨の掲示を実施する。</li> </ul>
<p>専用タンクへの危険物の荷卸し 〔 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動タンクから専用タンクへの危険物の荷卸し作業は、原則として停止する。</li> <li>・ 元売先への危険物の荷卸し業務を停止する旨の連絡を行う。</li> <li>・ 注油口、検尺口等の蓋の閉鎖を確認する。</li> </ul>
<p>計量機の点検 〔 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計量機の固定の確認を行う。</li> <li>・ 懸垂式計量機のホース及びノズルの固定の確認を行う。</li> <li>・ 消火器、防災機材等を点検し必要箇所への配置を行う。</li> <li>・ 定期点検箇所の再確認を行う。</li> </ul>
<p>火気使用設備等の点検 〔 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として火気の使用は停止する。</li> <li>・ ガスの元栓の閉鎖、可燃物の整理状況について確認する。</li> </ul>
<p>建築物の点検 〔 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じてガラス等をテープにより補強する。</li> <li>・ 出入口、階段等に障害物がないか確認する。</li> </ul>
<p>活動体制の確立 〔 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員個々の任務分担の再確認を行う。</li> <li>・ 休日、夜間等は従業員を招集し緊急時に対応可能な体制を早期に確立する。</li> </ul>
<p>防災資機材の保管 〔 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロープ ( 本 )</li> <li>・ 懐中電灯 ( 個 )</li> <li>・ ヘルメット ( 個 )</li> <li>・ 携帯ラジオ ( 個 )</li> <li>・ 油吸着材 ( 枚 )</li> <li>・ 乾燥砂 ( 袋 )</li> </ul>

〔 〕には氏名を、( )には数量を記入すること。

給油取扱所  
単独荷卸し緊急時連絡体制（非営業時間帯）

1 . 漏洩、火災の発生時の連絡

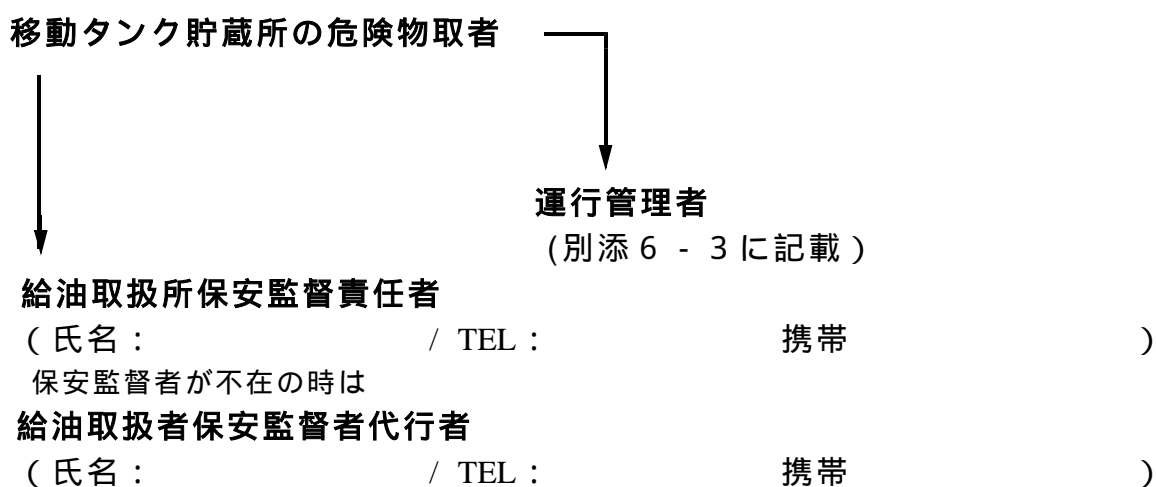
（移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸しを中止し、初期対応を行うとともに、所轄消防機関への通報 運行管理者または給油取扱所保安監督者へ連絡を行う。）



給油取扱所  
単独荷卸し緊急時連絡体制（非営業時間帯）

2 . 地震、落雷、周辺での火災・爆発事故時の連絡

(移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸しを中止し、運行管理者または給油取扱所保安監督者へ連絡を行う。)



3 . 安全対策設備の故障の発生時、過剰注入防止装置の作動時、荷卸し指示内容の矛盾・誤りの発見

(移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、運行管理者または給油取扱所保安監督者に連絡を行い、指示を受ける。)

連絡体制は上記 2 と同様

給油取扱所  
単独荷卸し緊急時連絡体制(運送会社/運行管理者)

単独荷卸し緊急時における運行管理者への連絡は、タンクローリーの所属する運送会社毎に、下表のとおりとする。

運送会社	運行管理者	電話番号

# 予 防 規 程

名 称〔 給油取扱所 〕

電話番号〔 〕